

## 情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会（第6回会議） 会議録

- 日 時：平成30年9月19日（金）9：45～11：12
- 場 所：県庁701会議室
- 委 員：伊藤真知子委員長、稲葉馨委員、中山眞一委員、西村真由美委員、  
長谷川泉委員、星川務委員、三澤香織委員、峯田典明委員  
（欠席 小笠原奈菜委員）
- 事務局：総務部長、総務部次長、改革推進監（兼）次長、行政改革課長、  
学事文書課文書法制主幹
- 関係部局：危機管理課長

### 〈開会〉

事務局： 本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。  
定刻になりましたので、ただ今から、「情報公開・提供の検証、  
見直し第三者委員会」の第6回会議を開催いたします。  
はじめに、大森総務部長より御挨拶を申し上げます。

総務部長： おはようございます。総務部長の大森でございます。  
委員の皆様におかれましては、本日大変お忙しい中、この情報  
公開・提供の検証、見直し第三者委員会、通称「見える化委員会」  
の第6回会議に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。  
思い起こせば、昨年11月にこの会議を立ち上げさせていただ  
いて以来、5回の会議を開催させていただきました。非常に多岐  
にわたる様々なテーマがございましたけれども、本当に御熱心に、  
また、忌憚のない御意見をいただきまして、いろいろとブラッシ  
ュアップをさせていただいてきたところでございます。改めて感  
謝を申し上げます。

本日は、この11のテーマのうち、前回の委員会での議論を踏ま  
えて修正をしております歴史公文書の保存と災害が発生した場合  
の公表。この二つについて、まず御協議をいただきます。また、  
これまでのこの委員会での御議論を踏まえて、全体を取りまとめ  
ております最終報告書（案）というものも作成しておりますので、  
併せて御覧いただきたいと思いますと思っております。

皆様には、本日も是非、忌憚のない御意見、御助言をいただきたいということをお願い申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

**事務局：** 本日は、小笠原委員が都合により御欠席となっております。それでは、協議に入ります。議長は、伊藤委員長にお願いいたします。

**伊藤委員長：** 皆さんおはようございます。それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。

まず、はじめに協議の（１）情報公開・提供の検証、見直しについて協議を進めてまいります。

本日は、まず、11の検証テーマのうち、前回の委員会での議論を踏まえて修正していただきました「歴史公文書の保存」と「災害が発生した場合の公表」の二つのテーマについて協議を行います。

その後、これまでの当委員会での議論を踏まえて取りまとめた最終報告書（案）について協議を行ってまいります。

進め方につきましては、各テーマについて事務局から御説明いただいた後に皆様から御意見、御質問をいただき、それに対して事務局から回答をいただくというような、いつもと同じような流れで進めてまいりたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

### 〈テーマ3 歴史公文書の保存〉

**伊藤委員長：** それでは、テーマ3「歴史公文書の保存」について事務局より説明をお願いします。

**文書法制主幹：** 学事文書課の築達でございます。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

お手元にお配りしております報告書案の31ページをお開きください。歴史公文書の保存について、報告書では第3章としております。歴史公文書の所蔵数の妥当性の改善案ということで、網掛けの部分にアとイということでお示ししております。こちらのイ

の部分ですが、前回お示しした時は、所蔵数を増やし、利活用を促進し、今後の所蔵数の増加も見込んだ上で、人員体制を整え、新たな候補地を選定した後に、地方自治法上の「公の施設」への転換を図るという文言としておりましたけれども、「公の施設」とはどのような性格のものなのかということがわかるように説明をした方がいいのではないかと御意見をいただきましたので、括弧書きで、公文書館法上の公文書館でもあると書いておりますが、その下に、点線の枠で地方自治法の規定、それから、公文書館法の規定を抜き書きしております。

まず、公文書館法のところを御覧いただきたいのですが、第4条において、公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うとしております。また、第2項において、公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとするとしております。それで、附則の第2項において、専門職員につきましては、全国的にそういった方が少ないということもありまして、当分の間は、その専門職員を置かないことができるという規定になっております。本県の公文書センターにつきましては、現在、嘱託職員が1名配置されておりますけれども、調査研究の部分、あるいは、館長の部分の要件を満たしていないということで、公文書館法上の公文書館という位置づけになっていない現状です。来年度、遊学館に移転した後におきましても、その部分は、改善されないということもありますので、その部分を改善した後、地方自治法上の「公の施設」となるように条例で規定したいと考えております。また、地方自治法の規定については、244条第1項において、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設であると、それから244条の2では、「公の施設」の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないという規定になっております。以上を追記しております。説明は以上でございます。

**伊藤委員長：** はい、ありがとうございます。ただ今の説明について、皆様から御意見や御質問があれば御発言をお願いいたします。

**中山委員：** ただ今の説明で一応納得しましたが、それに関連しまして、前にも説明があったように、27 ページをもう一度振り返りたいので

すが、いろいろな話をお伺いしますと、しばらくは職員数を1名で対応できるように聞こえるわけではありますが、東北だけを見ても、秋田県の28名などと比べると、職員1名では余りにも少なく、歴史公文書の選定数にも、職員数が影響しているのではないかと思います。

その理由は、同じページの上の方にいきますと、今、移転問題なども出ているなかで、平成27年度の選定数は34冊だったものが、28年度には13冊に減っている。他県では、平成28年度選定数が40冊から約500冊という状況も踏まえても、県庁という組織において、職員がいませんとの一言で片付けられてもどうかと思いますので、何か職員の確保策を考えていただきたいと感じております。

**文書法制主幹：**所蔵数につきましては、29年度分を整理しているところですが、約150冊増える見込みであります。来年度以降につきましても、今年度、新たに嘱託職員1名を採用しております。専門知識を持った職員ですので、今後、その職員を活用して歴史公文書の選定を適切に行っていきたいと考えております。

**中山委員：** 多少安心しました。

**伊藤委員長：** 他に御意見ございますか。

**稲葉委員：** 2点確認したいのですが、1点目は、公文書センターは公文書館法上の公文書館に当たらないとの説明ですが、地方自治法上の「公の施設」には当たらないのですか。

それからもう1点は、情報公開条例に公文書の定義がありまして、19ページを見ていただきたいのですが、公文書の定義口において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているものは公文書の対象から除かれるのですが、公文書センターに管理されている歴史公文書もこれに当たるのですか、当たらないのですか。

**文書法制主幹：** まず1点目の御質問ですが、「公の施設」となるには、条例の制定が必要でございますので、条例を制定しない限りは、知事が要綱で設置したという位置づけになります。

条例を制定するかどうかの判断については、その内容を十分に見て、公文書センターが公の施設たる内容になっていると判断できる段階で、条例を提案したいと考えております。

それから、もう1点、情報公開条例の公文書から歴史公文書が除外されているのかとの質問については、そのとおりです。歴史公文書として公文書センターに移管された文書については、情報公開条例上の公文書から除外されまして、閲覧については、センターの規定により閲覧することになります。今後、閲覧請求権を条例で制定した場合は、条例の閲覧請求権に基づき歴史公文書を閲覧することになります。

稲葉委員： そうすると、今の段階では、歴史公文書については利用請求権のようなものはないという理解でいいのですね。

文書法制主幹： 現在は利用請求権はありません。要綱に基づく閲覧の手続きに基づいて閲覧していただいている状況です。

稲葉委員： 考え方については、了解しました。これ以上議論しても仕方ありませんので。

伊藤委員長： 御意見ということでよろしいですか。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

それでは、他にないようですので、テーマ3の歴史公文書の保存につきましては、委員会として事務局案のとおりとすることによってよろしいでしょうか。

各委員： (異議なし)

伊藤委員長： はい、ありがとうございます。では、テーマ3につきましては、了承といたします。

#### 〈テーマ5 災害が発生した場合の公表〉

伊藤委員長： 続きまして、テーマ5「災害が発生した場合の公表」について事務局より説明をお願いします。

危機管理課長：危機管理課の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。  
座って説明させていただきます。

災害が発生した場合の公表について、説明申し上げます。まず、一つ目としまして、前回の委員会で御意見を頂戴いたしました内容についての対応等でございます。

資料47ページのガイドラインをお開きください。一つ目は小笠原委員から御意見がございましたガイドライン48ページの3（3）の個人が特定できる情報の公表については、項目立てを避難者、被災者、行方不明者等の「者」に着目して整理をしたほうがわかりやすいのではないかという御意見を頂戴したところでございます。前回の委員会でお示しした案では、大規模災害時における広域的な安否確認に資する情報等の情報種別で分けした案でございましたが、御意見の趣旨に沿い検討いたしまして、48ページに記載のとおり、項目立てを①避難所に避難している者、②行方不明者、安否不明者の大きく二つに整理をし、行方不明者、安否不明者につきましては、「ア 市町村等関係機関が公表した情報」と「イ 家族等の依頼又は同意がある場合」に分けて整理をさせていただいたところでございます。

二つ目でございますが、同じく小笠原委員から御意見がございました。ガイドライン中に避難者や被災者の定義を入れてほしいという御意見でございます。同じく48ページでございますが、上から5行目に避難者の定義を、それから、中ほどになりますが、②の行方不明者、安否不明者の本文のところ、行方不明者、安否不明者の説明をそれぞれ括弧書きで記載しております。

三つ目でございますが、峯田委員と三澤委員からありました御意見でございます。47ページにお戻りいただきまして、ガイドライン3（2）の安否確認に対する情報提供につきましては、照会者が、例えば、単身赴任者であるとか、大学等で一人暮らしをしている方などの場合には、同居していない親族に当たり、同居親族の場合と提供できる情報に差があり過ぎるという点、また、三澤委員からは、年配の一人暮らしの方が増えてきているので、そういうところも踏まえて検討してほしいという御意見がございました。資料46ページの中ほどを御覧いただきたいと思います。災害対策基本法施行規則第8条の3第3項の規定でございます。その第1号に同居親族の記載がございまして、括弧書きで同居親族に含む者として、事実婚の関係にある者、それから、その他婚

姻の予約者を含むということで、この例を記載しておりますが、御質問の単身赴任者や子どもが大学で一人だけ別居しているような場合等につきましては、法律を所管しています内閣府防災担当に確認をいたしましたところ、同居しているかどうかで判断するというので、同居の親族には含まないという見解でございました。

なお、同条第4項に、前項の規定にかかわらず、同意をしている安否情報については、その同意の範囲内で安否情報を提供することができるかとされているところがございますので、同居以外の親族への情報提供につきましては、被災者の同意の上で行うこととなるということを整理いたしまして、47ページのガイドラインの表の一番下の米印になりますが、※1として、同居の親族には、事実婚や婚約者を含むとして、※2に今申し上げた内容を記載させていただいたところがございます。

次に、今回の資料の事前説明の際に頂戴した御意見についての対応等でございます。

一つ目は、小笠原委員からございましたガイドライン3(2)安否確認に対する情報提供に、DV被害者等の場合の留意事項を記載すべきではないかという点につきましては、48ページの(3)にはなお書きで記載をしているところがございますが、(2)のほうには記述がないという御質問でございました。47ページの(2)の3行目になりますが、「山形県地域防災計画に定めるところにより」という記載をしております。この地域防災計画にはDV等のおそれがある者の個人情報の管理について記載がなされているところであり、そのようなことで記述を抜いたところがございますが、より分かりやすいガイドラインとするため、DV等のおそれがある者の個人情報の管理について、新たに(2)にもその旨を御意見に沿って加筆したいと考えているところがございます。

それから、事前説明の二つ目でございますが、小笠原委員からガイドライン案に死者の情報の公表の取扱いを記載すべきではないかという御意見を頂戴しております。その点につきましては、本編資料の43ページを御覧いただきたいと思います。一番上になりますが、(2)の公表する個人情報の範囲の検証結果といたしまして、一つ目の中点で、災害発生時における死亡者等の個人が特定される情報につきましては、原則として公表しないこととしておりますが、なお、(3)の関係機関との調整の中の検証結果の三

つ目の中点で、市町村等関係機関が死者、行方不明者等の個人情報公表した場合で、当該機関から県が公表することについて依頼があり、県も公表することがその捜索や救援活動等に資するときには、県も公表するというように記載をしているところでございます。ガイドライン48ページの3(3)②、先ほど説明をいたしました行方不明者、安否不明者のところに、死者の記載が漏れておりましたので、小笠原委員の御意見を踏まえまして、こちらのほうに項目立てとして死者、それから本文の1行目にも死者という文言を加えたいと考えているところでございます。

次に、事前説明で御質問をいただきました三つ目でございます。三澤委員から御意見がございまして、安否確認に対して、被災者からの同意が必要な場合に対応の仕方をしっかりと決めておく必要があるのではないかという御意見を頂戴いたしました。避難所の設置に当たりましては、設置者である市町村が避難者名簿を作成いたしますので、その際に情報提供についての同意が確認できるように、市町村と調整をして検討してまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**伊藤委員長：** はい、ありがとうございます。ただ今の説明について、皆様から御意見や御質問があれば御発言をお願いいたします。

**長谷川委員：** 内容に関する意見ではないのですが、今年は皆さん御存知のとおり大変な災害に日本列島が見舞われた年でございます。山形県でも集中豪雨が2回ありまして、幸い人命の被害はありませんでしたが、そういった中で、この災害の発生時における公表に関するガイドラインの詳細につきましても、具体的に活用がなされるのだろうかと予想される内容になったことは大変評価できるのではないかと思います。以上です。

**伊藤委員長：** はい、ありがとうございました。御意見を頂戴しました。重要なことですね。他にいかがでしょうか。特にございませんか。

それでは、ただ今の御説明のうち、今日御欠席の小笠原委員からございましたDV被害者の件について、3(2)の「安否確認に対する情報提供」のところ、配偶者からの暴力等の被害の件を加筆するということ。それから、もう1点ございますが、48ページの(3)「個人が特定できる情報の公表について」の②「行方



不明者、安否不明者」に加えて死者を加筆するという2点について、本日、案が示されていないのですが、これにつきましては、委員長が確認するというので、お任せいただいてよろしいでしょうか。

各委員： (異議なし)

伊藤委員長： はい、では、それを含めまして、テーマ5「災害が発生した場合の公表」につきましては、委員会として事務局案のとおりとするということで御了承いただけますでしょうか。

各委員： (異議なし)

伊藤委員長： はい、ありがとうございます。では、テーマ5につきましては、了承いたします。以上で、協議の(1)は終了いたしました。

#### 〈最終報告書(案)〉

伊藤委員長： では、続いて、(2)の情報公開・提供の検証、見直しに係る最終報告書(案)について、協議を行います。事務局より説明をお願いします。

行政改革課長： 行政改革課の松井と申します。私の方から最終報告書(案)の内容について、御説明させていただきたいと思えます。

それでは、情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会報告書(案)につきまして、御説明いたします。これまでの経過は皆様御存知でしょうけれども、簡単に御説明させていただきます。

本報告書(案)の策定に当たりましては、平成29年3月に策定いたしました山形県行財政改革推進プランに掲げた県民との対話や県政運営の透明性確保に向けた情報公開の取組を推進するための具体化につきまして、県を取り巻く環境の変化を踏まえて、県の情報公開・提供全般につきまして、幅広い観点から現状を検証するとともに、今後のあり方につきまして、今回を加えて6回にわたり検討してまいりました。その検討結果といたしまして、今回、情報公開と文書管理、事故・事件、災害時の公表のほか、県が保有する情報の積極的な提供など、11テーマごとに制度の概要、

現状を踏まえた検証、見直しの視点に沿って、必要なルールの整備や運用の見直しなど、検証結果及び改善策を検討してまいりました。

次に、最終報告書（案）の内容につきまして、報告書自体が厚いので、A4の2枚に概要ということでまとめさせていただいております。それに沿いまして、テーマごとに簡潔に内容を御説明いたします。

まず、1番上の破線で囲った部分につきましては、県の情報公開・提供に関する課題認識や解決に向け、本委員会を設置した経緯などをまとめております。

続きまして、その下の本文でございますが、報告書では、テーマを1章、2章、3章と、章立てをして整理しております。報告書の中では、11テーマの検証、見直しの視点として、37の視点を掲げまして、それに対応した検証結果又は改善案を提示しております。そのうち、主な改善案を御説明申し上げます。

まず、第1章「情報公開」につきましては、不開示情報の基準について検証し、不開示情報としていた行政執行情報の具体化、あと国等関係情報の廃止を提言しております。

第2章「文書管理」につきましては、この委員会が始まった当初ですけれども、五つの見直しの視点で検証してまいりました。その検証の過程で、見直しの視点が五つほど追加されまして、最終的には10個の見直しの視点とそれに伴う改善案が提示されております。その中では、一つ目の丸になりますが、公文書が県民共有の知的財産であることから、現在の文書管理規程という内部規範ではなく、公文書に関する条例を制定すること。あと四つ目の丸、これまで、規定がありませんでした文書の作成義務などの規定を整備すること。次の丸の保存年限について、文書の類型をより詳細に区分し、保存すべき文書を明確化すること。一つおきまして、七つ目の丸ですけれども、文書管理の効率化や文書の改ざん防止等のため、新たな文書管理システムの導入を図ること。その次、八つ目ですけれども、公文書管理に関する各種諮問に係る調査審議を行う第三者機関を設置することなどを提言しております。

続きまして、第3章「歴史公文書の保存」についてですが、歴史公文書の所蔵数が少ない現状を踏まえまして、選定基準の明確化、あとレコードスケジュールを設定することなどを提言してお

ります。

続きまして、第4章「事故・事件が発生した場合の公表」でございませう。あと、第5章「災害が発生した場合の公表」につきましては、これまで不明確でありました事故・事件の公表基準、あとは災害時の個人情報の取扱いなどを整理いたしまして、統一的な取扱いができるようガイドラインを策定しております。

次のページ、第6章になります。「広聴案件に対する対応状況の情報提供」につきましては、県政に対する意見や苦情などにつきまして、説明責任を果たす観点から、原則回答し、公表すること。これまで回答対象としてこなかったものにつきましても、可能な限り回答することを提言しております。

第7章「会議等の公開」につきましては、公開対象会議の拡大。現在も原則公開となっておりますが、非公開とした場合は具体的な理由を公開すること等を提言しております。

第8章「庁内会議の記録の作成・保存」につきましては、庁内会議の記録の作成義務の規定を整備するとともに、県の政策や重要な意思決定に係る事項は、政策決定過程を事後に検証することができるように、全ての発言内容の要旨を記載した会議録を作成すること。

第9章「記者発表などによる情報提供」につきましては、県民等のニーズが高い情報の発信強化。各部局が積極的に記者発表を実施するように改善すること。

第10章では「県が保有する行政情報の積極的な提供」につきまして、行政資料の積極的な情報発信、活用促進を図ること。

第11章は「オープンデータなどの推進」でございませうが、統計情報等の数的拡大と共に、編集できるデータ形式での提供を図ることなどを提言した内容となっております。

また、報告書の7ページを御覧いただきたいのですが、下のほうの第4「改善案の実施に当たっての留意点」にありますように、改善案として示されたものにつきましては、可能な限り速やかに実施すること。あと、今後も政府や他県の動向を踏まえて、不断の見直しを行っていくことを県に求めているというところでございませう。

以上、報告書の内容について御報告申し上げます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、報告書の内容は、今、説明したとおりののでござ

いますが、この報告書を受けまして、県がどのように改善案に沿った取組をしていくかということが次の段階になってくると思いますので、そちらのほうの考え方につきましても御報告させていただきたいと思います。

県といたしましては、この提言を受けまして、県が持っている情報は積極的に公表・提供していくという基本姿勢の下、改善に向けた取組を今後実施していくということになります。これから、基本的な進め方につきまして御説明申し上げます。県ではこの報告書を受けて、改善案ごとに規定若しくは運用の整備、見直しに向けた取組計画を策定することとしております。策定した段階で、知事が本部長、各部局長がメンバーとなっている山形県行財政改革推進本部というものがございまして、そこに諮って決定した後、今年一杯を目途にできる限り制度・運用の見直しを完了させたいと考えているところでございます。

なお、これまでも説明はしてきておりますが、各テーマの改善の取組につきましては、最終報告を待たず、必要な見直しは随時やっておりますので、この取組の姿勢については継続してまいりたいということで、前倒しできるものは前倒ししながら実施していくということになります。

一方、先ほど12月を目途に完了させたいということで御説明申し上げましたが、報告書にもありますように、改善案に示されたものの中には、実施するために予算措置、若しくは組織体制の整備、あと内容をより吟味する必要があるものなどもございます。これらのものにつきましては、担当部署を主体にフォローアップして、できる限り速やかに実施できるように努めてまいりたいと考えております。

以上、報告書を受けた県の対応を含めて報告させていただきました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

**伊藤委員長：** はい、ありがとうございます。

では、ただ今の報告書（案）、それから今後の県の取組につきまして、皆様から御意見、御質問をいただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。報告書（案）のどこからでも結構ですので、よろしくお願ひします。

**稲葉委員：** 12 ページの上の方の「① 状況」ですけれども、二つ目の中点

の意思形成過程情報の次の行ですが、「設立団体ある」と「で」が抜けています。

もう一つは18ページの(2)の「原則、紙文書を管理する」という表現は、「紙文書で」ですかね。17ページの制度等の概要の2行目に「紙文書での」と書かれています。

**伊藤委員長：** はい、これは文言を修正していただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。細かいところまで。

**稲葉委員：** 読んだという証拠です。

**伊藤委員長：** 素晴らしい。今の御指摘のような箇所がまだあるかと思えますけれども、それにつきましては、もし変更がある場合には委員長のほうで確認するというので、皆さんよろしいでしょうか。事務局のほうでお気付きの点があれば、委員長の責任において修正するというので、一任していただければと思います。

他にはよろしいでしょうか。

**峯田委員：** 今後の進め方として最後に御説明いただいた点について、申し上げたいことがあるのですが、今後、山形県行財政改革推進本部で、その前に取組計画を作成して推進していくということでしたよね。行政で作った報告書に基づいて計画をする場合は、達成率みたいなものを年度ごとに評価していくかと思うのですが、そういうことは今後されるのでしょうか。

**行政改革課長：** すみません。達成率というのはどういうものを念頭に置いているのでしょうか。

**峯田委員：** 達成率という表現が不適切であれば、到達度というか、達成度というか、これは終わりましたとか、これはまだ残っていますとか。公文書館が一番最後に残るのかもしれないですが、それを引き続き計画に基づいて検証されていくという予定はあるのでしょうかという質問なのですが、

**行政改革課長：** 今回出されました改善案については、先ほど行革推進本部に報告するというので、県の行財政改革の取組の一つとして位置づ

けられるかとは思いますが、それで、県の行財政改革の取組につきましては、毎年度、その取組の内容について、率で出るものと出ないものがありますが、県が今どういう状況で進んでいるかという進捗状況につきましては、毎年度、行革委員会でも説明し、議会にも説明してやっているところなので、そういうところで進捗管理をやっていけばいいのではないかと考えております。

峯田委員： それは取組計画の達成度を報告していくという機会なのでしょうか。

総務部長： この件に特化して申し上げますと、今、課長が申しあげました取組計画というのは、項目ごとに何をすることを書くつもりです。したがって、多分年度ごとになると思いますけれども、その工程表に沿ってできたかどうかということを取りまとめて、これは行革の取組の一環でありますので、他の取組と共に議会ないし一般に公表していくということになります。

峯田委員： よくわかりました。

伊藤委員長： 他にいかがでしょうか。

星川委員： 要望という形になると思うのですが、今、取りまとめていただいて、毎年、毎年、熟度の評価をしていただくことになるわけですが、必ずP D C Aの観点からチェックをしていただきたい。今の報告書というのは、ある意味、机上の空論なのかもしれません。理想を掲げる中で作っているというところもありますので、歴史公文書の保存を良くしていこうということなどが、現実的にどうなっていくかということが必ず出て来ると思います。そういう中で、P D C Aを回せる形で運用していただいて、この委員会のメンバーは変わるかもしれませんが、3年なのか、5年なのかわかりませんが、適宜開催していただいて、本当に実情と合っているのかというものを確認しながら、県民目線という観点からぶれることなく進めていただければと思います。

伊藤委員長： はい。要望ということですが、何かございますか。

**行政改革課長：** はい。大変大事な視点をいただきまして、ありがとうございます。それで、当然ながら、この改善案が最終の県の取組ということではありません。今、現在ではそうなのですけれども、将来にわたって、これが最終的な取組というわけではございませんので、文書管理につきましては、今後、問題や課題などが出てきたときには、第三者委員会を設置するという方向性を出して、その中で意見をいただきながら、より良い方向に行くためP D C Aを回していくという考え方になると思います。あと、これとは別に、先ほど申し上げた行革委員会のほうでもチェックをして改善案を提示いただくなど、問題点があれば解決をしていくというふうになるかと思います。

**星川委員：** どうしても行政の案なので、差し障りが多いように思うのですけれども、できればそういう部分を取っ払っていただいて、縦横斜めではないですけれども、行革委員会なども含めた中で、大きな議論をしていくのが行革本部会議かと思うのですけれども、その場合に、有意義な形で進めていくようお願いしたいと思いません。

**総務部長：** 今、申し上げましたように、行革委員会というのは、行財政改革に力を入れた常設の第三者委員会です。そちらに今日の報告書も報告させていただく予定ですが、行革の進捗ということで、常設の委員会でこういうこともP D C Aを管理していくということで、その一環に乗っていきますので、御指摘のとおり進めていきます。また、文書管理等について、この見える化委員会では大事な論点ですので、不断の見直しということも今回御指摘いただいて、また今後何年かおきにはやっていく必要がある大きなテーマだと認識しております。

**伊藤委員長：** はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。  
報告書（案）の内容についてはよろしいでしょうか。  
はい、それでは、報告書（案）につきましては、委員会として、事務局案のとおりとするということによろしいでしょうか。

**各委員：** （異議なし）

伊藤委員長： はい、ありがとうございます。では、報告書（案）については、了承といたします。

### 〈その他〉

伊藤委員長： 以上で、報告書（案）の検討等は終わりましたけれども、昨年度から5回にわたりまして、委員の皆様には活発に御審議をいただきました。ただ今、最終報告書（案）を取りまとめることができました。この場を借りまして、改めて私から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

本委員会は、本日で最後となります。せっかくの機会ですので、今日はまだ時間もございますので、委員の皆様方から一言ずつ、これまでの6回にわたる協議を通じての御感想、あるいは山形県の情報公開・提供に係る今後の取組。ただ今も重要な御指摘、要望をいただいたところですが、今後の取組に期待することなどについて御意見をそれぞれ頂戴したいと思います。なかなか、これまでの委員会は時間がタイトで、十分に御発言いただけなかった部分もあるかと思っておりますので、最後にぜひお一人ずつ順番に御意見いただければと思います。

稲葉委員から順々にアイウエオ順でよろしいでしょうか。お願いしたいと思います。

稲葉委員： この委員会に参加して感じたことを述べさせていただきます。第一に、非常に熱心な議論が行われたのではないかと、他の審議会と比較してもその点は評価できると思います。伊藤委員長の御貢献が大きいと思います。事務局の対応も誠実であったと思います。特にいろいろな資料を集めていただいて、他の自治体の参考となるものも少なからずあったと思います。私自身は行政法が専門であり、その視点から、委員会のお役に立ちたいと思っておりましたが、どこまでお役に立てたのか、忸怩たる思いがあります。ぜひ、この報告書を活かして、実現に向けて努力していただきたいと思います。

最後に、敢えて苦言を呈したいことがありまして、このパイプ椅子に座ることはきついものがありまして、座らされるのであれば一時間以内で終わってほしいと思います。いろいろな事情があってパイプ椅子を使っているのですが、何とか改善していた



だきたいと思います。事務用椅子で構わないのですが、宮城県では改善してもらいましたので、山形県でも、今後、検討していただきたいと思います。

**中山委員：** この報告書については、改善案として公文書管理に関する条例の制定を提言するなど、私の知るところでは、条例制定済みというところは、全国でも6都県しかない現状と理解しておりますが、そういったことを踏まえると、県民の皆様からも積極的に取り組んだと理解していただける内容だと思えます。

内容については、会議等の開催について、本委員会の進行中に、県内部の調査作業で非公開理由が具体化され、20件の会議について公開範囲が拡大するというなどを見ても、既に効果が出ていると感じています。

今後は、県民にとって特にわかりやすい部分、例えば、公文書センターが遊学館に移転して利用しやすくなることなどを、大いに県民にPRしていただきたい。

次に、文書管理の文書の範囲に、紙に出力しない電子データ等の電子文書や決裁途中の文書などを含める問題や、公文書と個人管理文書の区分の問題など、これから職員に理解いただくために相当苦勞すると思われる項目もありますので、ぜひ、これから根気強く取り組んでいただきたいと思えます。

意見としては、外部の人と接触した情報を公文書化することについて条例や規則をどうするかなど、あるいは、文書管理の状況を職員の人事評価にどう反映させていくか、さらには、公文書の廃棄について、どう慎重に判断していくのかなどについて、これから県内部で詰めて進めていただいてよろしいのではないかと感じております。

今さらではありますが、人の数は仕事の量と無関係に増えていくというパーキンソンの法則や、事務処理に当たり最小経費で最大効果を挙げるようにしなければならないと定める地方自治法の規定を念頭において、よろしくお願ひしたいと思っております。

最後になりますが、これまでに膨大な資料を作っていただき、担当の方々からは、事前説明を含め、詳しく説明いただいたおかげで、全6回の委員会を終えることができましたと思えます。担当の方々に感謝申し上げます。ありがとうございました。

**西村委員：** 大変貴重な経験をさせていただきありがとうございます。委員の皆様、山形県への熱い思いを垣間見ることができ、御一緒させていただき大変光栄でした。県の皆様も、非常に短期間で報告書をまとめられ、今後も大変な作業が継続すると思いますが、まずは、お疲れ様でした。

この委員会の話からは外れるかもしれませんが、私は山口県の出身で、山形県へのメッセージとして伝えたいと思います。これは、皆さんがおっしゃるのですが、県全体のアピール強化をお願いしたいと思います。山形県は非常に魅力のある県です。山響、モンテディオ、パストラボ、山形美術館、長谷川コレクション、文翔館や蔵王など、数え上げたら切りがないほどで、私は山形に来て3年目になるのですが、どっぷりと山形に浸かってしまっている状況です。でも、県外からは、山形に来てみないと素晴らしさをわかっていなくて、山形県にとっての普通は、他の県では普通ではない高いレベルであることを皆さんは御存じないと思います。皆さんが高いレベルでビジネス、勝負をされていることを自覚していただきたいと思います。

それから、大森部長にも観戦いただきましたが、この8月に、大和証券スペシャルマッチとして、モンテディオへの協賛をさせていただきました。もちろん、山形にも多くの企業がありますが、山形の企業だけでなく、首都圏の企業も、山形県のお力になれるところもあると思いますので、もっと首都圏の企業の協賛を募ってほしいと思います。

最後に、インバウンドで感じたことですが、知事のトップセールスにより非常に効果が出ていると思います。ただ、例えば温泉地などでは、個々の温泉旅館の動きは見えますが、蔵王全体、上山全体などのまとまった動きはまだ足りないと思います。県全体でまとまった動きがあつてこそ、インバウンドは力が発揮できると思います。私自身、本当に山形が大好きで応援していますので、引き続きよろしくをお願いします。

**長谷川委員：** 私は山形県の委員会に参加するのは初めてでしたが、伊藤委員長の御采配もありまして、非常に実質的な議論が行われていると拝聴することもあり、出席することが楽しみな委員会となりました。勉強させていただく機会がたくさんありましたこと、委員の皆様にも事務局にも感謝したいと思います。

この委員会では、方針であるとか情報公開の精神などの目的の部分についての議論になったと思いますが、大事なことはそれを具体的な施策に落とし、浸透させていくことですので、山形県の皆様のお力があるところですが、この委員会の精神や思いを引き継いで、力を尽くしていただくことをお願いしたいと思います。

あと、公文書の記録等に関しては、中山委員もおっしゃっていたとおり、最少の経費で最大の効果を出すこと、いかに効率的に進めるかということが大事であると思います。山形県は、この委員会に関わらない各種の課題を抱えていらっしゃるの、それをなるべく多くこなしていただきたいという思いからでもあります。

内容の充実も大事なのですが、最も大事なことは誠実に進めることに尽きると思います。いかに効率的に進めるかということについて、具体的な議論を進めていただきたいのですが、例えばこの委員会の議事録におきましても、会議録と要旨をいただくのですが、私は要旨だけでも良いと思っております。山形県は数多くの課題を抱えていて、最たるものは人口減少問題だと思います。当然取り組まれていることはあると思いますが、おそらく委員会が10～20個必要と思われる大きな課題だと思っておりますので、この委員会に限らない課題に邁進するためにも、ぜひ、効率的に進めていただきたいと思います。この委員会をきっかけに、各委員の皆様から非常に卓越した御意見を聴かせていただき、大変貴重な機会でした。ありがとうございます。

**星川委員：**　まずは、これまで6回の会議、大変お疲れ様でした。また、委員の皆様には大変学ばせていただきありがとうございました。

私は若い経営者という立場で参加させていただいたのですが、この会議を通して思ったことは、県としてのカウンターパートは誰なのかという部分をしっかりと忘れることなく進めていただきたいと思います。私たちもそうなのですが、どうしても自分たちで良いと思ったことがカウンターパートに良いとは限らない、エンドユーザーは少し違うと思っている、このギャップは必ず生まれてくると思います。

この報告書でまとめたものを進めていく中で、必ず庁内や県民とのギャップが生じてくると思います。そのギャップを埋めるとき、自分ではなく県民のためになるよう、どのように変えていくのが本当に良いのかを、ここで終わることなく進めていただきたい

と思います。その先に、必ず山形が変わっていくと思います。

首都圏に進学した学生の約7割は山形県に帰って来たいと思っているわけですが、その資料を知っている人がどれくらいいるかと言われれば、ほとんどいないわけです。地方創生が叫ばれるなかで、山形県としても、各自治体と、まち・ひと・しごと創生で戦略をつくっているわけですが、それすら見ている県民はいないわけです。それは、キャッチアップする方が悪いのか、リリースする方が悪いのかという議論になったときに、お互いの言い分が出てくるわけですが、情報公開という部分で見れば、やはりリリースする側、県としてどうリリースするのか、もっと県民目線で進めていただいて、より多くの若者や県民全体がキャッチアップしたいと思えるような提供をしてほしいと思います。

県議会だよりなども見るのですが、若者が見たいと思う表紙ではないですね。そういった部分も、年齢層が幅広いわけですが、どこをターゲットにしていくのかという部分も考えていただけると、より県民のためになると思いますので、これからも大変だと思いますが、頑張っていたいただければと思います。

**三澤委員：** まずは、全6回の会議と今回の報告書にまとめていただいて、非常にわかりやすい形でまとめていただき、これまでこういった機会を作っていただきありがとうございました。

私はこういった会議は初めてで、毎回緊張しながら参加していました。委員の皆さんからたくさん学ばせていただいて、県の皆さんからは意見も尊重して取り入れていただいたことを心から感謝申し上げます。委員の皆さんからは普段聞けない意見をたくさん聞かせていただき勉強になりました。ありがとうございました。

感想ということでいろいろ考えてきたのですが、今回の件に限らず、若い世代の情報に対する考え方や価値観は世代ごとに全然異なるのではないかなと日々感じておりました、今は10代・20代のほぼ全てがスマートフォンを持っていて、誰かと話していて、わからない言葉があっても、昔はその場で聞かなければわからなかったことが後で調べたらわかるという感覚が私には少なからずあって、わからないことが恥ずかしいから後で調べるとか、情報がたくさんあることは良いことなのですが、良くないことも起こっていると感じました。

情報の価値が世代によって全く異なってきていて、これから時

代が進んでいくと、もっと情報の価値に関するズレが大きくなっていくと感じました。若い世代は、たくさん情報を受け取ることが当たり前で、それを理解する能力と、情報を選んで正しい情報を選び取っていく能力や知識が必要になっていくのではないかと感じています。また、それをきちんと伝えていくのも我々の責任と感じました。

県の皆様も、情報を発信していく中で、時代の流れによって情報の価値観がずれていくことは当然のことと思いますので、情報を発信する側の皆さんの中にもそういう意識を持っていただければ、また、受け取る側もそのような意識を持って行動していかなければならないと感じております。

あと、私も山形出身で一度海外に出て、その後県外や海外に住むなど、いろいろな選択肢がある中で、それでも私は山形が好きだなということで山形を選んで帰ってきました。最初は単純に山形が好きだから、生まれ育ったところだからという思いで帰ってきたのですが、県の取り組みやいろいろなことがわかってきて、この県は、いろいろ頑張っていてすごい県だと自覚してきて、故郷だからという思いにプラスして、頑張っている人がいる県だからここに残ろうと思うようになりました。今若い人には、世界中どこへでも住めるという選択肢があるなかで、山形に残って、山形を元気にしていきたいと思う人がたくさんいると思います。そういった方々が、県の皆さんが頑張っている姿を見て刺激を受け、ここに残ろうと思う方もいると思いますので、これからも若い世代に気持ちを伝えていただけると、とても励みになると感じました。これまでいろいろと意見を言わせていただく機会を設けていただきありがとうございました。

**峯田委員：** 今回のテーマとなっている情報公開や文書管理の問題について日頃考えたことがない分野だったため、毎回勉強しながら参加させていただいて、久しぶりに難しい本を読んだという思いです。

毎回思いつくままに発言させていただいたことを本当に御容赦いただきたいと思いますし、何かのお役に立てたのなら幸いです。

今回の報告書の内容については、先ほど、中山委員はじめ皆さんが御指摘されていたので私が指摘することはないのですが、1点だけ、公文書管理の条例を制定することに関して、行政の事業の結論だけではなく、結論に至るプロセスを残しておき、後でそ

れを検証できるようにしていくことが、最近の中央でのいろいろな問題を見ても非常に大事だと思いました。できれば、県はもちろん県内全ての自治体が見える化に取り組んでいただきたいと思います。

それから、今回様々な立場の委員の皆さんと御一緒する中で、私が全然考えていない切り口で御発言されるので、御意見を拝聴するのが楽しみでしたし、今回、皆さんの感想を聞くだけでも、非常に楽しかったです。また、担当職員の皆さんには毎回大量の資料やたたき台を作成されて頭の下がる思いでした。今後も分かりやすく見やすい県政の執行をお願いしたいと思います。

**伊藤委員長**：最後に私から、感想も含めて挨拶させていただきます。委員の皆様には、熱心に御参加いただき、当初は5回開く予定でしたが、それが6回になり、毎回非常に内容の濃い議論で、それぞれの御立場から新鮮な切り口で御発言いただきました。私自身、専門でないこの委員会の委員長を引き受けることに不安もありましたが、皆様のおかげで報告をまとめるところまで来られて、今日は感慨無量です。特に、行政法が専門の稲葉委員から11のテーマと視点ということで御提案いただくことは大変心強かったです。もちろん委員の皆様それぞれの分野からの御発言も本当に心強くて、そのおかげで進めてこられたと思っています。ありがとうございました。事務局には本当に膨大な資料や他県の状況等、委員の方から御発言や御質問があれば誠実に次回まで回答いただくという形で進めていただき、発言すればそれがきちんと届いて、形になるという手ごたえを感じさせていただきました。

内容に関しては、日本の中で文書の改ざんなどが大きな問題になっている中で、公文書管理をタイムリーに取り上げることができまして、文書管理に関する条例の制定や、第三者委員会の設置、あるいは新しい文書管理システム、あるいは先ほど、長谷川委員からも御発言がありましたが、災害や事件が多発する中で県としての対応を明確にしていくことができたことなど、思い出深い点があります。もちろんこれを進めていくことも大事ですが、何よりも県民に知っていただく、これからこういうことに取り組んでいくということを県民にアピールしていただくことを、皆さんからも再三御指摘いただいていることですが、県のこれからこういうふうに取り組んでいきますということを、ぜひ、アピールを十

分にさせていただきたいということを私からもお願いしたいと思いをします。

もう一つは、文書作成義務が明確になりましたことは、県の職員一人一人に関わる問題なのですね。これは日々の仕事、新しい仕事を増やしては、効率化という議論もありましたけれども、職員一人一人にとっても、日々の仕事の中で活かされることがこの中に多々含まれている。コンプライアンスという点でも非常に重要なことですので、そこを全職員の中で、この委員会でも横串を通すという意見も出てきましたけど、部局を超えて横断的に取り組んでいくことがたくさんありますので、そういう意味で職員一人一人に今回の見える化委員会の報告書と、今後のそれに基づく取組が隅々まで行き渡っていくとよいと思います。職員の資質向上にもなりますし、県としても情報公開に関しては先進的な取組をしているということで誇れるような形になっていくのではないかと、ぜひ誇りをもって取り組んでいただきたいと思います。

一年足らずの間にこれだけのまとめができたのも、委員の皆様が熱心に足を運んでいただいたおかげと思っていますので、最後に改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

では、以上で本日の協議を終了いたします。今後は、ぜひ取組を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

## 〈閉会〉

**事務局：**            ありがとうございました。ここで大森総務部長より御礼を申し上げます。

**総務部長：**        最終回ということで、一言御礼の御挨拶を申し上げます。  
伊藤委員長をはじめ、委員の皆様には、委員長に言われて思い出したのですが、確か5回ですね、プラスワンということで、6回にわたりまして、しかも最終回はパイプ椅子というようなことで大変申し訳なかったのですがけれども、本当に御多忙の中、当委員会に御参画をいただき、誠にありがとうございます。また、本日、先ほど御審議いただいたように、最終報告書（案）ということで、取りまとめることができました。本当にありがたく思っております。

少し私見を含めてお話申し上げますと、今、何名かの方からお話がありましたけれども、動機は資料にもあるとおり、県の行革

プランであるとか、県の情報公開条例制定から20年ということで、不断の見直しをするという思いでやってきたのですけれども、全国的な状況からすると、大変重たい、時宜を得た取組になってしまいました。1回目の時にお話をしたのが、御検討いただいて、その結論を基に年内を目途に見直すということでした。ところが、戦線が大分拡大をいたしまして、文書管理については、条例を作るということで、今度の9月議会に次の検討の経費をかけさせていただきますし、文書管理システムというものも新たにきちんと整備しようということ。それから、災害についても、ガイドラインを作りましたけれども、今年のような災害を踏まえての見直しというものも当然必要になってくると思いますし、公文書センターの扱いについても、来年移転という中二階的のところ既に決まっている中で、また、1,300冊くらいしかないという中で、階段をこれからも登っていかなければいけない等々、年内、短期的に頑張るといふところと、もう少し時間がかかるものなど様々あるということが、我々も1年間、議論をしてきて理解に至ったというところでもございました。

今後、この報告書を踏まえて、必要な制度の整備や運用の見直しというものを行ってまいりますけれども、県庁というのは、山形の県庁ですから、基本的には真面目な人員で日々仕事をしているというところを理解していただけるという部分と、それから見える化をしていくことによって、至らない部分については、きちんと指摘をしていただき、批判、改善点について、さらに大きくまた御提言をいただくというところの基盤になっていくという部分の一つあると思います。

もう一つは、西村委員からもありましたけれども、やはりこれだけの魅力がある県ですから、そのことを県内、国外の方にもきちんとPRをして、お伝えをして、このポテンシャルを様々活かしていくということにも活用させていただきたいと考えております。こういったことについて、今後とも職員一人ひとり、全庁を挙げて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

この見える化の取組というのは、今申し上げましたとおり、これで終わりということでは当然なくて、今後とも続けていきますし、また、検証もしていかなければならないということで、ずっと続いていく取組であります。今後とも、各委員の皆様には、見える化を含めて、県政に対する御協力、御支援、時には叱咤激励



もいただかなければならないというふうを考えております。こういったことについて、最後にお願い申し上げながら、締め括りの挨拶とさせていただきます。本当に1年間にわたりまして、様々どうもありがとうございました。

**事務局：** 以上をもちまして、情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会を終了いたします。

委員の皆様、本当にありがとうございました。